

令和8年度 史跡興国寺城跡第1期整備（伝天守台周辺）基本設計等業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

史跡興国寺城跡（以下、「興国寺城跡」という。）は、北條早雲（伊勢宗瑞）旗揚げの城として知られ、15世紀末から17世紀初頭まで東駿河地域の軍事的拠点機能を有した城郭である。その重要性から平成6年度には国史跡指定を受けており、指定を契機として、沼津市は用地取得、発掘調査等を実施して史跡の保存や内容解明に努めてきた。その結果は『史跡興国寺城跡保存活用計画』や『史跡興国寺城跡調査報告書』等にまとめられ、令和7年度には『史跡興国寺城跡整備基本計画』を策定したところである。

『史跡興国寺城跡整備基本計画』にもまとめられているように、興国寺城跡には近年の城郭見学ブームや日本城郭協会から続日本100名城に選定されるなどの要因もあり、年間約1万人が来訪している。しかし増加傾向にある来訪者に対し、史跡の保護措置及び史跡の理解に資する解説板等の施設や安全に散策するための園路等の整備が十分でないという課題もある。

本業務は、こうした課題に対応するため、『史跡興国寺城跡整備基本計画』に基づき、興国寺城跡の中心部である伝天守台とその周辺の遺構保存と活用を兼ね備えた整備基本設計を行うことを目的とする。

伝天守台及びその周辺は、石垣や礎石、巨大な土塁や空堀などで構成される城のシンボリックな価値を有していた地点である。本業務は、本丸以南の将来的な整備内容も見据えたうえで、伝天守台の地域のシンボリックな価値を現代社会に顕在化させ、さらに将来にわたって史跡とともにある地域住民や次世代が、誇りを持って将来へと語り継いでいけるような、持続可能な史跡環境の整備を行う。さらに興国寺城跡の整備・活用が、地域の歴史文化の継承にとどまらず、交流人口の拡大や観光振興を通じた地域活性化に大きく貢献するものとなることを目指す。

業務の実施については、歴史的価値の保全と来訪者が利用しやすく、かつ地域住民の親しみやすい史跡整備を実施する必要があることから、史跡への理解はもちろんのこと、公園整備においても十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析など、高度な専門性が求められるとともに、地域特性を踏まえた社会資源の活用の企画提案とその検討を行う積極性が求められる。このため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和8年度 史跡興国寺城跡第1期整備（伝天守台周辺）基本設計等業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものであり、このプロポーザルを通じて、上記の目的を実現できる最適な契約候補者を選定する。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものとする。

2 契約の概要

- (1) 業務名 令和8年度 史跡興国寺城跡第1期整備（伝天守台周辺）基本設計等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度 史跡興国寺城跡第1期整備（伝天守台周辺）基本設計等業務委託 公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 契約金額 提案限度額 19,041,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 支払方法 契約候補者と別途協議により決定

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市役所産業振興部文化政策課（文化財センター）

（〒410-0106 沼津市志下530 沼津市文化財センター 文化財企画係）

担 当：木村・小崎

TEL：055-935-5010

FAX：055-933-1270

E-mail：cul-bunkazai@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約候補者の選定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て（更生開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立て（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）がなされていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年沼津市条例第22号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 過去に、設計又はデザイン監修業務（デザインに関するアドバイザー業務を含む。）を実施した事業について、良質な空間デザイン作品として十分な水準の受賞歴（土木学会デザイン賞、グッドデザイン賞又はランドスケープコンサルタンツ協会賞等）の受賞歴がある場合は加点することとする。（受賞歴表（様式2）、受賞歴は個人・法人・団体の別を問わないこととする。）
- (7) 本業務に関して以下の条件を満たす管理技術者・照査技術者各1名以上を当該業務に配置できること。
管理技術者：技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RC CM」という。）（造園又は都市計画及び地方計画）の資格を有する者と

する。登録ランドスケープアーキテクト（以下「RLA」という。）の資格を有する場合は加点とする。

照査技術者：技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））又は、RCCM（造園又は都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。RLAの資格を有する場合は加点とする。

なお、照査技術者は管理技術者又はその他の技術者を兼ねることができない。

- (8) 管理技術者・照査技術者とは別に複数名の担当技術者として、豊富な業務経験を持つ者を配置できること。石垣解体調査には文化財石垣の保存調査に関わったことのある石工を配置できること（再委託可）。
- (9) 国又は地方公共団体において、代表者もしくは構成員に史跡整備の設計業務（基本設計又は実施設計業務をいう。）を受託し、業務を完了した実績があること。
同種・類似業務実績表（様式3）にて実績として認めるか否か判断するので、できるかぎり詳細に記載すること。
- (10) 2以上の者が共同体を結成して申請することを認める。その場合は、共同体として上記（1）～（9）の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
- ① 構成員は共同体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任を持つこと。
 - ② 参加申込み以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申込み時に、共同体を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 契約候補者選定スケジュール(案)

内容	期間
参加要領等の公表	令和8年6月9日(火)ホームページに掲載
現地説明会	「6 現地説明会」参照
質問の受付	令和8年6月22日(月)まで 17時必着
質問の回答	令和8年6月24日(水)17時までにホームページに掲載
参加申込等	令和8年6月30日(火)まで 17時必着
第一次審査（書類審査）	令和8年7月2日(木)
第一次審査結果通知	令和8年7月6日(月)15時までに電子メールで
企画提案書等の提出	令和8年7月22日(水)から 令和8年7月27日(月)まで 17時必着
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年7月29日(水) 予定
審査結果の通知	令和8年8月5日(水) 予定
契約締結	令和8年8月7日(金) 予定

6 本プロポーザルに係る現地説明会

整備基本計画の解説及び現地確認のための現地説明会を実施する。いずれの会も内容は同じであるため、下記の候補日の中から、参加希望日と参加人数（1応募者につき3名まで）を電子メールにて申請すること（様式自由）。なお、本プロポーザルへの応募に対し、本説明会の参加は必須としないが、現地確認は必ず実施すること。

ア 開催日時

- ①令和8年6月16日（火）10：00～
- ②令和8年6月16日（火）13：00～
- ③令和8年6月18日（木）10：00～
- ④令和8年6月18日（木）13：00～
- ⑤令和8年6月19日（金）10：00～
- ⑥令和8年6月19日（金）13：00～

イ 集合場所

沼津市根古屋地内 興国寺城跡三ノ丸暫定駐車場

ウ 申込期限及び申し込み方法

開催日前日の午後5時までに

文化財センターメールアドレス cul-bunkazai@city.numazu.lg.jp まで送付

7 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

8 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、以下の（5）～（9）は不要とし、共同事業者を結成した事業者は、（12）（13）を提出すること。なお、（6）～（8）、（12）については、写しの提出を可とする。

参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式4）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部（様式1）

(2) 受賞歴表 1部（様式2） 内容が確認できる資料を添付

(3) 同種・類似業務実績表 1部（様式3）

内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付し、さらに記載した業務実績一覧の中から1つを取り上げ、その優れた点を説明すること（300字程度・様式自由）

- (4) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式5） 1部
- (6) 登記簿謄本等 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・法人登記している場合・・・履歴事項証明書
 - ・個人事業者の場合・・・・・・代表者身分証明書
- (7) 財務諸表 1部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」）
- (8) 納税証明書 各1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ②沼津市固定資産税納税証明書（最新のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している場合・・・「その3」又は「その3の3」
 - ・個人事業者の場合・・・・・・「その3」又は「その3の2」
- (9) 使用印鑑届兼委任状（様式6）

参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。社印（角印）は任意だが、代表者印（丸印）の押印は必須とする。参加申込から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。
- (10) 工程表 1部（様式7）
- (11) 実施体制調書 1部（様式8）
- (12) 共同事業者協定書の写し 1部（様式自由）
- (13) 代表者への代表権委任状 1部（様式自由）
- (14) 本業務に対する自社の強み 1部（様式自由）

9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

10 企画提案書等の提出

第一次審査通過者は、以下の書類を企画提案書の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書提出届 1部（様式9）
 - ② 企画提案書（様式自由）
 - ③ 見積書（様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②、③については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、第一次審査結果に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ②「(1) 提出書類」のうち、②、③については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。

(3) その他、注意事項

- ①企画提案書について、A4判片面6ページ以内（表紙・目次・中表紙を除く）で作成すること（A3判による折込みも可能とするが、A3判は2ページカウントとする）。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は10ポイント以上とする。
- ②見やすいもの、わかりやすいものとする。ただし視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

11 提案する内容

『沼津市文化財保存活用地域計画』・『史跡興国寺城跡保存活用計画』及び『史跡興国寺城跡整備基本計画』を考慮した上、「令和8年度 史跡興国寺城跡第1期整備（伝天守台周辺）基本設計等業務委託 公募仕様書」に示す業務について、別表「評価項目」を参考に、下記の事項を明らかにすること。

(1) 史跡整備及び景観との調和に対する考え方

計画等に示されている史跡の整備内容と全体景観や周辺景観との調和に対する考え方について記載すること。

(2) 伝天守台周辺における遺構群の整備方法（保存のための整備手法の提案）

整備基本計画6-3、6-4節の方針案に基づき、伝天守台周辺における各遺構群の保護や修景のための方法の要件を簡潔に提案すること。

(3) 伝天守台周辺見学諸施設の整備方法（活用のための整備手法の提案）

整備基本計画6-5節の方針案に基づき、遺構保存に留意した園路やサイン等の諸施設を配置も含めた具体的提案の要点を示すこと。

(4) 整備中の史跡の活用方法

長期にわたる整備計画であることから、整備途中でも文化財の価値や整備内容等を理解してもらうための工夫やアイデアの提案を記載すること。なお、この提案は第1期整備範囲外を利用するアイデアであってもよい。

(5) その他、独自の提案

史跡の魅力を高めるための独自提案を記載すること。

(6) 整備後のイメージ

類似事例の写真、イラスト、ラフスケッチ等により、整備後のイメージをわかりやすく視覚的に表現すること。

12 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「令和8年度 史跡興国寺城跡第1期整備（伝天守台周辺）基本設計等業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、それぞれの合計点数の平均が6割を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。

①第一次審査（書類審査）

- ・8に示す提出書類について、選定委員会において上位3者を選定し、すべての提案者に対し、その結果を通知する。
- ・提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として取り扱う。

②第二次審査（プレゼンテーション）

- ・10に示す企画提案書により、プレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案者を選定し、第二次審査対象者に対し、その結果を通知する。
- ・発表時間等は1参加者につき30分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、第一次審査結果時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

13 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議については受け付けない。

14 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に会場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」を満たさなくなったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき

(6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

15 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「14 参加者の失格」(3)～(6)のいずれかに該当したときは、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 契約・検査 > 物品・役務(建設工事関連業務以外) > 「沼津市業務委託契約約款(PDF)」)

16 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

17 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合はあるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

18 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿(業者名簿)に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については、契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、「8 (5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書、(9) 使用印鑑届兼委任状」については、法人(本社)代表者実印の押印を必須とする。
- (3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体がほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。

別表 評価項目

評価項目 【①第一次審査（書類審査）】		配点	評価点	合計配点
(1) 業務遂行能力	①過去にデザイン等の受賞歴等を有しているか。	10		60
	②国指定史跡における同種業務の十分な実績があるか。	15		
	③設計業務の執行過程が明確にスケジュール化されているか。	5		
	④業務にあたる人員体制や配置予定者の専門性は十分か、また業務を円滑に進められる体制となっているか。	20		
	⑤業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮される体制となっているか。	10		
				60
評価項目 【②第二次審査（プレゼンテーション）】 (審査分野：文化財・公園・教育)		配点	評価点	合計配点
(2) 企画提案力	①【業務の目的・趣旨の理解】 業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について網羅された適切な提案であるか。	5		100
	②【史跡整備の理解】 本市及び本史跡の特徴、現状、課題などが十分理解された提案であるか。	10		
	③【史跡と景観との調和に対する考え方】 史跡の本質的価値が表象された景観提案であるか。	15		
	④【保存のための整備手法の提案】 伝天守台周辺の遺構群を将来にわたって保存し、かつその価値の顕在化が図られた提案であるか。	25		
	⑤【活用のための整備手法の提案】 利用者の史跡への理解や利便性を高め、社会教育施設として質の高い提案となっているか。また実現可能で、コストや維持管理等も考慮された提案であるか。	20		
	⑥【整備中の史跡の活用方法】 整備工事が実施中でも、史跡や地域の魅力向上につながる提案がなされているか。	10		
	⑦【その他、独自の提案】 史跡の魅力を高めるための特別なアイデアとなっているか。	15		
				100

※ただし、第一次・第二次ともに各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が6割を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。